

○浜松市情報公開条例

平成13年3月26日

浜松市条例第32号

(指定管理者の情報公開)

第23条の2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書であって自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関するものの公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、前項の必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 第1項の文書の範囲その他文書の公開に関し必要な事項は、実施機関が定める。